

福祉のマークをご存じですか？

障がいのある方に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障がいのある方が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、障がい者に関係するさまざまなマークがあります。これらは国際的に定められたものや、障がい者団体などが独自に策定して普及を進めているものもあります。

一人ひとりが障がいのことを知り、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し合いながら共生する社会となるよう、これらのマークへのご理解とご協力をお願いします。

障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。(順不同)



障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解ご協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解ご協力をお願いします。



身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある方が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法などへの配慮についてご協力をお願いします。



オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。

このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることおよびオストメイトであることを表しています。

このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であることおよびその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。

内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解ご協力をお願いします。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない方などがこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口などが掲示している場合は「手話で対応します」などの意味になります。



筆談マーク

耳が聞こえない方、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。

また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない方などがこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口などが掲示している場合は「筆談で対応します」などの意味になります。